

阿賀野市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、歳入金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和8年4月23日

阿賀野市長 加藤 博幸

- 1 委託先の氏名及び住所（法人の場合は名称、所在地及び代表者氏名）
名 称 公益社団法人阿賀野市シルバー人材センター
代表理事 山口 鉄夫
所在地 阿賀野市外城町10番5号
- 2 委託した歳入の種類及び事務
「コミュニティセンター瓢湖憩の家」及び「天朝山文化交流の家」に係る使用料及び実費徴収金の徴収及び収納事務
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年4月1日
- 4 徴収事務を委託した日
令和8年4月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで